

陳情第7号

「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である中小企業への支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

【目次】	【ページ】
1 長崎県の最低賃金	1
2 令和元年度 地域別最低賃金 答申状況	2

商 工 部

令和2年6月



長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間 **790**円
効力発生日 令和元年10月3日


長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。
ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額(1時間) 効力発生日	適用範囲等
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	875 円 令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温温調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務 ③書類等の事業所内集配又は複写業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	833 円 令和元年12月27日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	875 円 令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	



- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精進手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
- ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫? 
最低賃金特設サイト
<http://www.saitetchingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

令和元年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	26	861 (835)	26	2019年 10月3日
青森	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
岩手	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
宮城	C	26	824 (798)	26	2019年 10月1日
秋田	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
山形	D	26	790 (763)	27	2019年 10月1日
福島	D	26	798 (772)	26	2019年 10月1日
茨城	B	27	849 (822)	27	2019年 10月1日
栃木	B	27	853 (826)	27	2019年 10月1日
群馬	C	26	835 (809)	26	2019年 10月6日
埼玉	A	28	926 (898)	28	2019年 10月1日
千葉	A	28	923 (895)	28	2019年 10月1日
東京	A	28	1,013 (985)	28	2019年 10月1日
神奈川	A	28	1,011 (983)	28	2019年 10月1日
新潟	C	26	830 (803)	27	2019年 10月6日
富山	B	27	848 (821)	27	2019年 10月1日
石川	C	26	832 (806)	26	2019年 10月2日
福井	C	26	829 (803)	26	2019年 10月3日
山梨	B	27	837 (810)	27	2019年 10月1日
長野	B	27	848 (821)	27	2019年 10月4日
岐阜	C	26	851 (825)	26	2019年 10月1日
静岡	B	27	885 (858)	27	2019年 10月4日
愛知	A	28	926 (898)	28	2019年 10月1日
三重	B	27	873 (846)	27	2019年 10月1日
滋賀	B	27	866 (839)	27	2019年 10月3日
京都	B	27	909 (882)	27	2019年 10月1日
大阪	A	28	964 (936)	28	2019年 10月1日
兵庫	B	27	899 (871)	28	2019年 10月1日
奈良	C	26	837 (811)	26	2019年 10月5日
和歌山	C	26	830 (803)	27	2019年 10月1日
鳥取	D	26	790 (762)	28	2019年 10月5日
島根	D	26	790 (764)	26	2019年 10月1日
岡山	C	26	833 (807)	26	2019年 10月2日
広島	B	27	871 (844)	27	2019年 10月1日
山口	C	26	829 (802)	27	2019年 10月5日
徳島	C	26	793 (766)	27	2019年 10月1日
香川	C	26	818 (792)	26	2019年 10月1日
愛媛	D	26	790 (764)	26	2019年 10月1日
高知	D	26	790 (762)	28	2019年 10月5日
福岡	C	26	841 (814)	27	2019年 10月1日
佐賀	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
長崎	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
熊本	D	26	790 (762)	28	2019年 10月1日
大分	D	26	790 (762)	28	2019年 10月1日
宮崎	D	26	790 (762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	D	26	790 (761)	29	2019年 10月3日
沖縄	D	26	790 (762)	28	2019年 10月3日
全国加重平均			901 (874)	27	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付